

会 議 録

1 会議名

第9回浦川原区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 報告（公開）

ア 会長報告

（報告なし）

イ 委員報告

（報告なし）

ウ 市からの報告

・上越市内の積雪量について

(2) 協議（公開）

ア 地域協議会だよりの発行について

(3) その他（公開）

ア 次回の開催日時等について

3 開催日時

平成30年2月18日（日）午後5時00分から午後5時40分まで

4 開催場所

浦川原コミュニティプラザ 市民活動室4・5

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：五十嵐広美、池田幸博、市村一雄、金子百合江、杉田和久、西山康博、福井克利、藤田宏禎会長、前島邦子、村松進副会長、和栗恵子副会長

・事務局：浦川原区総合事務所岩野次長、総務・地域振興グループ岩野グループ長、産業グループ山崎グループ長、建設グループ小林グループ長、市民生活・福祉グループ五井野グループ長、市民生活・福祉グループ太田上席保健師長、総務・地域振興グループ飯野班長、宮川班長

8 発言の内容

【藤田会長】

- ・会議の開会を宣言。
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しているので、会議が成立する旨を報告。
- ・出席者は11人。欠席委員は村松清委員。
- ・会議録の確認：村松進副会長。

【藤田会長】

次第に従い、「2 報告」の「(1) 会長報告」だが、本日は持ち合わせていない。次に「(2) 委員報告」について委員より何かないか。

(会場から「なし。」の声)

次に「(3) 市からの報告」について、何かないか。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

当日の配布資料として、お手元に市内の積雪量の状況を配布させていただいた。

(当日配布資料により説明)

また、いろいろなデータ等入手したら、情報提供させていただく。

【藤田会長】

これについて、何かご意見、ご質問等ないか。

上越市で災害救助法は、まだ適用されないのか。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

まだ適用されていない。

【藤田会長】

部分的な適用もないのか。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

上越市の各区、旧市町村単位で指定されると思われるが、どの区においても適用のボーダーラインに達していないといった状況である。

【藤田会長】

次に、「3 協議」に入る。「(1) 浦川原区における平成30年度の地域活動支援事業の採択方針について」と関連して、「(2) 地域協議会だよりの発行について」併せて、岩野グループ長より説明いただく。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

(資料1、資料2に沿って説明。)

【藤田会長】

本日、この地域協議会の前に今年度の地域活動支援事業の報告会が行われたが、今、説明のあったように採択方針で資料1の「3 採択方針に関する事項」の「(1) 優先して採択する事業」で皆さんの意見をお聞きする。

(委員から意見なし)

優先して採択する事業は、平成29年度と同様ということではよろしいか。

(会場内から「はい。」の声)

それでは、優先する事業については平成29年度と同じとする。

次に、「(2) その他の事業」はいかがか。「優先して採択する事業」以外の、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮しつつ、公益性を重視して採択する。となっている。

(委員から意見なし)

これも、平成29年度と同様ということではよろしいか。

(会場内から「はい。」の声)

次に、「補助率・補助金額」について、今までは特別な設定はなく、10/10以下としていた。10/10以下ということは、予算の関係で要望額に満たない、減額させていただいて採択したといった経緯もあった。平成30年度も同様の内容で良いかと思っている。

(会場内より「異議なし。」の声)

会場より異議なしの声があったので、それでよろしいか。

(会場内より「はい。」の声)

続いて、「審査基準」についていかがか。プレゼンテーションを行って、その後、個別にご意見をお聞きする、こちらからも質問をしていくということである。これでよろしいか。

(会場内より「はい。」の声)

次に、「その他」である。平成29年度においても、事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。これもよろしいか。

(会場内より「はい。」の声)

「4 検討事項」とあるが、他に何かないか。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

資料1の表に戻っていただいて、「2 追加募集」についても審議いただきたい。

【藤田会長】

それでは、「2 追加募集」について平成29年度までは、予算額以上の要望があつて減額させていただいて採択していたが、逆の場合、配分額に満たなかった場合に追加募集するのかどうかということ協議していただきたい。

【村松進副会長】

追加募集は行った方が良く考える。

【藤田会長】

これも、平成29年度と同様に必要により追加募集を行うということによろしいか。

(会場内より「はい。」の声)

皆さんからご意見がないようなので、私から協議の課題にさせていただきたい。今までの審査では、各団体が提出する予算書等について、自己資金がどのくらいあるのかが分からない。提案団体からは事業だけの提案書が出されてくるということで、貴重な税金を使わせていただく、また、使っていただくわけであり、自己資金をどのくらい出された上で特定の事業について地域活動支援費を使うのかということ、我々が総合的に判断しなければならないという思いがある。

例えば、町内会で何か行う場合は、町内会全体の予算書を提出してもらおうという形をとっていたと思うが、団体の場合は、その事業のみにスポットを当てて、予算書、収入と支出が我々に示されるということで、この部分について皆さんのご意見はいかがか。

【西山委員】

今日の報告会で、ある団体はきちんと提出していて、ある団体は曖昧な表示がされているということで、非常に不満があつたが、やはり収支の数字はしっかり上げていただきたいと思った。

【藤田会長】

今、私が申し上げたことに対して、賛成ということによろしいか。

【西山委員】

はい。

【藤田会長】

他にないか。

【村松進副会長】

私が質問した部分も、そこで、収支が出てきていないと、どれだけ収入があつたのかということが出てきていない。今、会長の言われるように全体の収支計算書は提出して

いただいて、その中でどのくらい活動支援費が必要か示していただけたらと考える。

【藤田会長】

賛成の意見が2人であるが、他の皆さんはいかがか。

【杉田委員】

総論的には賛成であるが、実際の運営にあたってはどうなのか。今、一例で町内会の話がされたが、町内会の予算書は確かに出せると思う。しかし、団体等の手持ち金、積立金等で本当にそうなのかといったようなことを問いただすことは、できないのではないか。自己資金等を証明する書類を提出しなさいということは、無理があるのではないかと思われる。そこまでは言えないのではないか。よって、今までどおりの感覚でいくより仕方がないのかと思う。

【池田委員】

会長が言われたことを私なりに解釈すると、町内会の場合だと予算書等を出せるが、他のNPO等の諸団体も提案してくるということで、会社でいうと内部留保というか、そういった自己資金がありながら税金を使っているということで、それを採択して他の所が減額されてきたという過去の経緯がある。そういったことをなくすためにも、団体の提案にかかる内容だけではなく、内部の財政状況等をきちんと把握しないと私たちが審査する上で公平な見方ができないのではないかとということだと、私なりに解釈した。そういうことでよいか。

【藤田会長】

そういうことである。

【池田委員】

そういうことであれば、提案団体に今一度、働きかけを行って実際の財政事情等を見て、税金を使って他の提案団体を減額して、採択しなくても自己資金のできるのであれば、そうしてほしいと我々が言えるわけで、そういう方向へ持っていければ良いと思う。私はそうあるべきだと思う。

【藤田会長】

他に意見はないか。

もう一つ付け加えるとすれば、杉田委員が心配している部分については、今、提案してくる団体は、町内会、他に今まで審議してきた団体はNPOである。法人である。

今回の報告会で音楽関係について、それはなかったと思うが、他は非営利でなければならないわけで、内部留保があるということ自体、受付の時に総務・地域振興グループ

で、きちんと指示していただくということになると思うが、これについて事務局の意見はどうか。

【杉田委員】

我々はNPOの監督官庁でもないわけで、しかし、こういった地域活動支援事業への申し込みが大変多く、新事業の採択において何とか拾ってあげたいということで、皆さん非常に苦労されている。ついでに、NPOの皆さんも収支等わかる書類はお持ちだと思われるので、担当課等へ出す書類が利用できるようであれば、申請の際に添付していただくようお願いするという事だと思いが、例えば、提案事業が20万円で、内部留保が30万円あったとすると、門前払いになるのか。自己資金でお願いするという事になるのか。浦川原区では550万円の配当額に対して29年度では申請額がほぼ満額、28年度では800万円近くにもなった。30年度はどうなるかわからないが、そこまでしなくてもと思う。私は個人的には忍びないと感じる。

【藤田会長】

おっしゃることはわかったが、賛成か、反対のどちらか。

【杉田委員】

反対である。

【藤田会長】

他にないか。

今、言われたことはわからなくもない。おっしゃるように、我々は監督官庁でもないということで、そのとおりだと思う。内部留保について、「こういった目的があり、このお金がこれだけ残っている。」といった、はっきりした理由があれば、それはそれで我々は申請のあった内容に合わせて考えていけば良いのではないかと考えている。

今まで、100%の補助がなくても、その事業をやり遂げるといった形、自己資金といった形で補充されて報告されたものが多々あったわけで、この部分を審査の上で、もう少しはっきりさせた方が良いのではないかという思いがある。

【総務・地域振興グループ宮川班長】

事務局から一点確認させていただきたい。

今、会長が言われるとおり、直近の予算書等、収支のわかるものを提出してもらうことは問題ないと思う。ただ、事務局として提案書を受け付ける時点でその書類の有無は確認できるが、内部留保の金額があるからといって、この提案を退けるといったことはできない。あくまでも、審査は地域協議会でということになる。受付の段階で確認資料

を提出していただくことは、今回の採択方針の中に組込むことはできる。

【藤田会長】

その確認で良いと思う。

【杉田委員】

新たな試みということで、皆さんが賛成ということであれば私も従うが、実際にそういった資料はあるのか。NPO等、毎年提出される資料にそういった書類はあるのか。

【西山委員】

今日の報告会の資料を見た中で、太鼓の例をとると、謝金をもらっている。そういった謝金などのトータルのものが出ていてもおかしくないと思う。NPOという組織であればそれなりの管理はしていると思われるので、やはり明確化した方がよいと思う。

【村松進副会長】

内部留保の話であるが、団体によっては基金会計を持っているところもある。内部留保も基金会計で、何か目的があり、これだけの内部留保を持っていなければならないといったこともある。そういったものを提示してもらえれば良いと思う。

【藤田会長】

他に意見はないか。

【総務・地域振興グループ岩野グループ長】

今ほど、いろいろ議論していただいて、そういった方向へ、参考にとということになると思うが、地域活動支援事業というのは、地域振興のための事業提案ということであり、収支計算等の部分については、あくまでも事業における収支を明確にする。そして、それを提案し、申請するということである。地域協議会の皆様から審査をしていただく際の一つの参考ということで、今、話のあった団体の直近の予算書等を求めるのは可能だと思っている。

そういうことで、ご了解いただきたい。

【藤田会長】

この件については、事務局の言われるような形で可能ということであり、その事業に対する会計を明確にさせていただくという意見もあった。そのとおりでと思うけれども、有意義に与えられた税金を広く深く皆さんに活用してもらいたいということが趣旨であり、この点については誤解のないようにしていただきたい。

それでは、採択方針の「その他」の部分にこれを付け加えることでよろしいか。

(会場内より「はい。」の声)

次に、「4 その他」の「(1) 次回の開催日時等について」であるが、3月26日(月)午後6時30分からコミュニティプラザの活動室4・5でお願いしたい。よろしいか。

(会場内より「はい。」の声)

他に何かないか。

なければこれで、閉会する。

9 問合せ先

浦川原区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL : 025-599-2301 (内線 305)

E-mail : uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。